

公益社団法人日本工学会 定款施行規則

令和3年9月1日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本工学会(以下、「本会」という。)定款第45条に基づいて公益社団法人日本工学会定款施行規則(以下、「本規則」という。)を定める。

2 本会の機構、業務の運営、会務の分掌等の定款施行に必要な事項は、本規則の定めるところによる。

(本規則の変更)

第2条 本規則は、理事会の決議を経て変更することができる。ただし、定款又は本規則で特に社員総会の承認を必要と定めた事項は、社員総会の決議がなければ変更できない。

第2章 会員

(入会手続)

第3条 入会しようとするものは、会員種別ごとに定められた、所定の入会申込書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

(入会承認)

第4条 会長は、入会申込書を受取り、理事会に提出してこれを審議し、その承認を得て入会申込者に通知する。

2 理事会は、入会の可否を判断する際に必要な書類の提出を入会申込者に求めることができる。

(名誉会員及びフェローの選考)

第5条 理事会は名誉会員候補者を選考する。

2 社員総会に名誉会員候補者を推薦するときは、理事全員の賛同を要するものとする。

3 理事会は、工学・工業等の分野において顕著な業績を挙げた個人を選考し、フェローの称号を与える。

第3章 会費、会費の使途、退会

(会費)

第6条 会費は会員の種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 正会員の会費年額は、各正会員における前々年度決算書に記載された会費収入総額に0.0015を乗じた額とする。

この基準によって算出した金額が18,000円以下の場合の会費の額は18,000円とする。

(2) 団体会員

1口の年額を10,000円とし、3口以上とする。

(3) 賛助会員

1口の年額を10,000円とし、団体は5口以上、個人は1口以上とする。

(会費の期間)

第7条 会費の期間は毎年4月から翌年3月末日の1年間とする。

(会費の請求、納入)

第8条 本会は会員に第6条に基づく会費を請求する。

2 会員は毎年5月末日までに会費を納入するものとする。

3 正会員が特別の事情により会費を一括して納付できない場合には、理事会の了解を得て、分割納付ができるものとする。

(年度途中に入会したときの会費)

第9条 年度の途中で入会する場合の会費の額は次のとおりとする。

(1) 正会員

残存月数に比例した金額を初年度の年会費とする。

(2) 団体会員

①年度の上半期(6か月)内に入会したときは年額

②年度の下半期(6か月)に入会したときは年額の二分の一

(3) 賛助会員

①年度の上半期(6か月)内に入会したときは年額

②年度の下半期(6か月)に入会したときは年額の二分の一

(会費の使途、不返還)

第10条 第7条の会費を当該年度の公益目的事業収益に区分する割合は次のとおりとする。

(1) 正会員及び団体会員の会費

毎事業年度における合計額の20%以上

(2) 賛助会員会費

毎事業年度における合計額の100%

2 納入された会費は、事情に係らず返還しない。

(登録事項の変更)

第11条 会員は入会の後に届出事項に変更があった場合には、その都度、これを本会に届け出なければならない。

第4章 役員候補者の選考

(役員候補者)

第12条 理事会は役員候補者を選考し、社員総会に提出しなければならない。

(理事候補者の選考方法)

第13条 理事候補者は次の方法によって決める。

(1) 正会員の推薦による候補者

本会正会員を基礎、鉱業金属、機械、構造、電気、化学の6部門に類別し、各部門ごとに理事候補者推薦学協会を決め、その学協会が候補者を推薦する。

(理事候補者推薦の決定方法は別途定める。)

(2) 理事会推薦による候補者

理事会は候補者若干名を選考することができる。

(監事候補者の選考方法)

第14条 監事候補者は正会員の中から、監事候補者推薦学協会を決め、その学協会の推薦によって決める。ただし、理事候補者推薦学協会は監事候補者推薦学協会となることができない。

第5章 代表理事、業務執行役員の選定

(代表理事、業務執行理事の選定方法)

第15条 社員総会で選任された理事は、社員総会終了後、速やかに理事会を開催、会長、副会長および他の業務執行理事を選定する。

(理事の担当職務)

第16条 理事の担当職務は、別に理事会の定めるところによる。

第6章 顧問及び嘱託

(顧問及び嘱託)

第17条 本会は理事会の決議により顧問又は嘱託を置くことができる。

(フェロー)

第18条 (削除)

第7章 委員会

(各種委員会)

第19条 本会は必要に応じ各種の委員会を置くことができる。

2. 委員長、委員等は、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

3. 委員長、委員等の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

第8章 暫定予算

(暫定予算)

第20条 やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

付 則

1 本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 平成26年3月17日の改正は、定款変更に関する社員総会での承認決議後に施行する。

3 令和3年6月4日の定款変更にもなう変更

以上

平成23年10月21日臨時総会承認・制定

平成24年4月1日登記および施行

平成24年9月11日改正

平成25年4月16日改正

平成25年6月18日改正

(平成26年3月17日理事会:停止条件付改正決議)

平成26年5月23日施行

令和3年6月4日施行

令和3年9月1日施行

公益社団法人 日本工学会

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41

乃木坂ビル3階

Tel: 03-6265-0672 Fax: 03-6265-0673

URL: <http://www.jfes.or.jp/>